

審査項目	提案データ	委員名	配点
		提案者名	
		参加者人数	
		提案金額(千円)	
①応募資格の充足 (○or×)			
②仕様書 ◇内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)			
③提案内容の適切性(150点)			150
【必須項目】 ◇全て網羅した提案がなされているか。(○or×)			130
(1) 目指すべき人材像の明確化及び就労や所得向上に向けた出口戦略の検討(30点) ◇ターゲットとする業界の沖縄における実態・課題を具体的に分析していること。 ◇当該業界の生産性・効率性の向上、付加価値の増大のために必要な人材像が明確になっていること。その人材が必要とされていることについて、当該業界内で共通の認識があること。 ◇研修終了後における研修生の就労や所得向上に向けた出口戦略について、具体的な内容となっていること。			30
(2) 人材育成カリキュラムの開発(30点) ◇目指すべき人材像に向けて、必要なITに関する知識・技能が具体化・明確化されていること。 ◇当該知識等の取得に向けたカリキュラムの開発ができる体制を構築していること。 ◇研修生の就労や所得向上につながるような実践的・専門的なITスキルが身に付く研修内容となっていること。 ◇研修参加者が実務で用いるITに関する知識・技能を体系的に身に付ける研修内容となっており、それは研修後に企業で役に立つものであること。 ◇研修の実施により、ターゲットとする業界の生産性・効率性が向上し、付加価値が増大すること。			30
(3) 研修参加者の募集(20点) ◇想定する研修参加者が研修参加の要件として有すべき技能水準や経験等が明確になっていること。 ◇研修対象者は目指すべき人材像と整合性が取れていること。 ◇研修参加者の募集にあたって、意欲のある研修参加者が集まるよう、関連団体等と協力体制を構築していること。			20
(4) カリキュラムを活用した研修の実施(25点) ◇研修が着実に実施できる体制(派遣講師や研修場所の確保、研修中の研修参加者へのフォロー等)を構築していること。 ◇研修参加者が参加しやすいような配慮(研修場所や研修期間等)をしていること。			25
(5) 効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ(5点) ◇研修終了後に、研修参加者が当該知識等を身につけたか検証する方法を検討していること。 ◇一連の研修を踏まえて、カリキュラムの内容・実施体制等の見直しや事業の取りまとめが適切に行える体制を構築していること。			5
(6) フォローアップ(20点) ◇研修後、出元企業等(就労先含む)において、研修参加者が研修で得た知識・技能を適切に活用できるよう配慮するなど、研修参加者への研修後のフォローを検討していること。 ◇フォローアップを実施できる体制の構築について、具体的に計画していること。			20
【加点点目】			20
○教育機関等との連携(5点) ◇カリキュラムの開発や研修の実施等で教育機関や人材育成の知見を有する専門家と積極的な連携体制をとっている場合は加点点。			5
○研修後の効果の検証(5点) ◇研修後に、当該研修の効果を検証する方法を、具体的に検討している場合は加点点。			5
○ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定実績(10点) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・えるぼし1段階目(※1) 4点 ・えるぼし2段階目(※1) 7点 ・えるぼし3段階目(※1) 8点 ・プラチナえるぼし(※2) 10点 ・行動計画(※3) 2点 ※1 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※③) 4点 ・トライくるみん 5点 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※④) 6点 ・くるみん(令和4年4月1以降の基準)(※⑤) 7点 ・プラチナくるみん 10点 ※③ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定。 ※④ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定(ただし、※③の認定は除く)。 ※⑤ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準により認定。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点点を行う) ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点点する。			10
④既存の研修との差別化(5点) ◇既存の県内の産業人材育成に関する研修内容との差別化がなされているか。			5
⑤提案者が有する知見・ネットワーク(5点) ◇本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。			5
⑥実施体制(10点) ◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。 ◇実行委員会について、提案内容と比較して適切な委員が選定されているか。			10
⑦コストパフォーマンス・積算の適正性(30点) ◇コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。			30
合計点(200点満点)			200
所見等			

※1 ①、②、③【必須項目】のいずれかが×の場合は、不採択。

※2 集計方法:企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。

配点表

評価基準	項目別得点				
	(5点満点の項目)	(10点満点の項目)	(20点満点の項目)	(25点満点の項目)	(30点満点の項目)
卓越した提案内容である。	5	10	20	25	30
最適な内容である。	4	8	16	20	24
概ね妥当な内容であると認められた。	2	4	8	10	12
内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0	0	0